

各事態における米艦防護の在り方

米艦の防護

平素

①武器等防護（自衛隊法95条）の反射的効果による米艦防護
【政府答弁1】

②政府提案（拡大武器等防護）【参考：自衛隊法95条について（政府答弁2）】
自衛隊と連携して我が国防衛に資する活動を行う米部隊の防護
(i) 自衛隊との連携
(ii) 我が国防衛に資する活動を現に行っている米軍
(iii) 米国からの要請又は同意
(iv) 防護を行う現実の必要性
(v) 極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器使用

周辺事態
米国が既に交戦状態に入っている事態

我が国に対する武力攻撃の着手

周辺事態（米国が既に交戦状態に入っている事態）における上記①②の適用は？
⇒①は当然に適用あり。
⇒②については、次の2つの考え方があるか。
(a) 交戦状態に入っている米国の艦船の防護は、もはや「武力行使」に該当し、集団的自衛権行使を認めない限り許されない。
(b) 武器等防護は、その性質上「武力行使に至らない武器の使用」であって、米軍の武力行使と一体化しない限り認められる。

③個別具体的な事実関係により、米艦への攻撃が我が国への攻撃への着手と認められる。【政府答弁3】

次のいずれにも該当する場合は、個別的自衛権で対処できると考えるか。

- (i) 近隣有事、あるいは近隣国から米国への攻撃があった事態のうちこれと同視すべき事態
(ii) 自衛隊と連携して我が国防衛にも関わる活動を行う米部隊

④我が国の領海にある米艦への攻撃は我が国に対する攻撃であり、個別的自衛権を発動できる。【政府答弁4】

⑤我が国に対する武力攻撃が（既に）発生した場合において、我が国防衛のために行動している米艦の防護（個別的自衛権）【政府答弁5】

我が国有事

米艦防護に関する政府答弁

1. 米艦の防護と自衛隊法 95 条の武器等防護規定

衆・安全保障委 平成 19 年 5 月 15 日

○山本庸幸内閣法制局第一部長 ……また次に、武力攻撃に当たらない武器の使用といたしまして、自己等や武器等の防護のための武器使用の規定、これはテロ特法の十二条あるいは自衛隊法の九十五条でございますが、その要件が満たされるときには武器の使用が認められておりまして、このような武器の使用が、結果的に米軍艦船に対する攻撃を防ぐ反射的効果を有する場合があり得るというふうにお答えしているわけでございます。

衆・テロ・イラク特委 平成 18 年 10 月 16 日

○久間章生防衛庁長官 ……今みたいに補給活動をやっているときには、どちらに対する攻撃かというのはなかなか峻別できないことがあるんじゃないかな。そうしたら、現実にはどうするかといいますと、その場合には、武器等防護の規定に基づいて、やはり反撃せざるを得ないんじゃないかな、そういうふうに私は思います。

……武力攻撃事態の場合は防衛出動として正式な手続が要りますけれども、武器等防護の場合は瞬時に判断せざるを得ないわけですから、現場が、そういうときに自分がやられるという判断をして行動をとったとしても、それは非難されるべきじゃないんじゃないかなと思います。

その辺については、そういうようなケースはまずないところで給油活動はやっておりますけれども、仮定の話としてぎりぎり議論されれば、私は、そういう選択をしたとしてもやむを得ないんじゃないかなと思います。

参・外交防衛委 平成 18 年 10 月 24 日

○白眞勲委員 ……その中で、日本がアメリカ艦船に補給をしている最中に攻撃を受けた際、自衛艦があくまで自己等や、自分の、自らのですね、武器等の防護のために武器を使用すると、そういうふうにされているわけなんですけれども、同様ケースにおいて長官は自衛権についても言及されておりまして、集団的自衛権と個別の自衛権の峻別の仕方について述べられております。こういったケースについて、どういう場合を想定されているのかを御答弁いただきたいと思います。

○久間章生防衛庁長官 ……ただ、補給しているときの状態については、そういう集団的な自衛権の問題ではなくて、武器等防護の規定もちろんあるわけだから、それを使ってやらなかつたならば、今までの答弁だったら、そういうところから去りますという、逃げますという言い方なんですね。戦闘地

域でないところで補給をします。もし万一なったときにはそこから逃げますという、そういうことでは実際守れないんじゃないかと。だから、具体的に同一地点にあった場合には、武器等防護の規定があるんだから、これで反撃するというのが常識的な取り方じゃないかということを言ったわけあります。

2. 自衛隊法第95条について

自衛隊法第95条に規定する武器の使用について

(衆・防衛指針特委11. 4. 23)

1. 平成3年9月27日の政府見解の趣旨

平成3年9月27日の政府見解は、国際平和協力法第24条に規定する自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛するための武器の使用を、憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に該当しないものの例示として挙げ、その理由として、それが「いわば自己保存のための自然権的権利というべきもの」であることを述べているものであり、憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に該当しない武器の使用を自己保存のための自然権的権利に基づくものに限定しているものではない。

2. 自衛隊法第95条に規定する武器の使用と武力の行使との関係

自衛隊法第95条に規定する武器の使用も憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に該当しないものの例である。

すなわち、自衛隊法第95条は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するために認められているものであり、その行使の要件は、従来から以下のように解されている。

- (1) 武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られていること。
- (2) 武器等の退避によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できること。
- (3) 武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られていること。
- (4) 防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができなくなること。
- (5) 正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと。

自衛隊法第95条に基づく武器の使用は、以上のような性格を持つものであり、あくまで現場に在る防護対象を防護するための受動的な武器使用である。

このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、それが我が国領域外で行われたとしても、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

(出典:『平成23年度版防衛ハンドブック』(朝雲新聞社、2011年))

3. 公海上の米艦への攻撃が我が国に対する武力攻撃の着手にあたるかどうか

衆・安全保障委 平成 15 年 5 月 16 日

○福田康夫内閣官房長官 日本を守るために派遣された公海上にある米艦船、こういう御質問でございますが、この米艦船に対する攻撃が我が国に対する武力攻撃となり得るかどうか。理論的には、我が国に対する組織的、計画的な武力の行使と認定されるかどうかという問題でございます。

いずれにしましても、我が国領域外における特定の事例が我が国に対する武力攻撃に該当するかどうかにつきましては、個別の状況に応じて十分慎重に判断すべきものであると考えております。

衆・安全保障委 平成 15 年 5 月 16 日

○秋山收内閣法制局長官 ……先ほどから申し上げていることは、我が国に対する武力攻撃の発生ということでございまして、我が国を防衛するために出動して公海上にある米国の軍艦に対する攻撃が、状況によっては、先ほど申しましたような、我が国に対する武力攻撃の端緒といいますか、着手といいますか、そういう状況として判断されることがあり得るのではないかということを申し上げているわけでございます。

参・イラク・事態対処特委 平成 16 年 6 月 10 日

○秋山收内閣法制局長官 これは具体的な状況により判断されるべきものと思いますけれども、お尋ねのような、我が国に来援のために向かっている米軍が公海上で攻撃を受けたという場合に、我が国としてどのような対応ができるかという問題は、そのような攻撃が自衛権発動の要件のうち、我が国に対する武力攻撃の発生に該当するかどうかということで決まるわけでございます。

それで、理論的にはこれが我が国に対する組織的、計画的な武力の行使と認定されるかどうかという問題でございまして、個別の事実関係において十分慎重に判断すべきものであります。仮に当該攻撃が我が国に対する武力攻撃に該当すると判断されるということも法理としては排除されないというのが政府の考え方でございます。

この場合には、我が国として自衛権を発動して武力を行使し、我が国を防衛するための行為の一環として当該米艦の防衛をすることもあり得る、法理的にはあり得るものと考えます。

衆議院議員島聰君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書（平成16年6月18日）

政府の憲法解釈変更に関する質問主意書（第159回国会衆議院議員島聰君提出（平成16年5月28日））

二（二） 例えば我が国が攻撃されてはいないが、同盟国の軍隊が我が国領域外のこれに接着した水域で攻撃され、同盟国に対する武力行使と評価しうる場合に、同國を防衛しなければその直後には我が国への武力行使が確実と見込まれるようなとき、すなわち個別の自衛権に接着しているものともいえる形態の集団的自衛権に限って、その行使を認めるというような場合を限局して集団的自衛権の行使を認めるという解釈をとることはできないか。

答弁書（平成16年6月18日提出）

二について

……お尋ねのような事案については、法理としては、仮に、個別具体的な事実関係において、お尋ねの「同盟国の軍隊」に対する攻撃が我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると認められるならば、いわゆる自衛権発動の三要件を満たす限りにおいて、我が国として自衛権を発動し、我が国を防衛するための行為の一環として実力により当該攻撃を排除することも可能であるが、右のように認めることができない場合であれば、憲法第九条の下においては、そのような場合に我が国として実力をもって当該攻撃を排除することは許されないものと考える。 ……

衆・安全保障委 平成19年5月15日

○山本庸幸内閣法制局第一部長 ……米軍艦艇の話でございますけれども、これはやはり二つに分かれておりまして、既に我が国に対する武力攻撃が発生した場合におきまして、我が国防衛のために行動している米軍艦船が相手国から攻撃を受けたときには、我が国の自衛権の行使によって対処することができる旨を認めておりまして、また、法理としては、個別具体的な事実関係において、お尋ねのような、米軍艦船への攻撃が我が国に対する武力攻撃に該当すると認められるならば、我が国として自衛権を発動して実力を行使することによって、当該米軍艦船への攻撃を排撃するということが可能な場合もあります。 ……

4. 日本領海における米艦の防護と個別的自衛権

衆・予算委 昭和 58 年 2 月 8 日

○谷川和穂防衛庁長官 ……日本の領海を、仮に極東に非常に緊張した状態がございまして、何か起こった場合に米軍の艦艇が通過をしていくということはあり得ると思うのです。それに向かってどこからか攻撃が行われれば、これは日本の領海におきまするアメリカ軍に対する攻撃でございまして、領土、領海、領空すべてにおいて、その中におきまする米軍に対する直接の攻撃は日本に対する侵攻とみなされて、その場合にはもちろん自衛隊は行動を起こします。……

5. 既に我が国に対する武力攻撃が発生した場合に我が国防衛のために行動している米艦の防護

衆・安全保障委 平成 19 年 5 月 15 日

○山本庸幸内閣法制局第一部長 ……米軍艦艇の話でございますけれども、これはやはり二つに分かれておりまして、既に我が国に対する武力攻撃が発生した場合におきまして、我が国防衛のために行動している米軍艦船が相手国から攻撃を受けたときには、我が国の自衛権の行使によって対処することが可能でありますし……

（参考）最近における答弁

衆・予算委 平成 26 年 5 月 28 日

○中谷元委員 ……今の憲法解釈で、これ（引用者注：米艦）を自衛隊が守ること、これについてどう考えておられるのか、お伺いします。

○横畠裕介内閣法制局長官 武力の行使については、我が国に対する武力攻撃が発生した場合における個別的自衛権の発動としての武力の行使以外のものは許容されないというのが、従来からの憲法第九条の解釈でございます。

御指摘の事例でございますけれども、我が国に対する武力攻撃が発生していない場合におけるそのような米艦の防護は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限り自衛権の行使が可能であるとする現在の憲法解釈のもとでは、行うことはできないものと考えられます。